災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて(第1~第2報)

この度の「令和6年台風第10号に伴う災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申 し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以 下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、 保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域 適用日

【愛知県】

浦郡市 8月27日(火)

【鹿児島】

鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市 指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市 曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、 志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、 鹿児島郡三島村、十島村、薩摩郡さつま町 出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町 肝属郡東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町 熊毛郡中種子町、南種子町、屋久島町 大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町 喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町 知名町、与論町

【宮崎県】

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 8月28日(水)

8月28日 (水)

日向市、串間市、西都市、えびの市、 北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町 8月28日(水) 綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町、都農町 東臼杵郡門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、 西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

以上